

# 解体工事業登録申請の手引

令和4年 4月

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市総務課  
建設業・不動産業室

提出先、問合せ先は、7ページをご覧ください。

## 目 次

### 〔解体工事業の登録について〕

1	解体工事業とは・・・・・・・・・・	1	〔記載例〕	
2	登録が必要となる方・・・・・・・・	1	解体工事業登録申請書(別記様式第1号)・・	8
3	登録を受けるための要件・・・・・・・・	1	誓約書(別記様式第2号)・・・・・・・・	10
4	欠格要件・・・・・・・・・・	1	実務経験証明書(別記様式第3号)・・	11
5	登録の申請・・・・・・・・・・	2	登録申請者の調書(別記様式第4号)・・	12
6	変更の届出・・・・・・・・・・	4	解体工事業登録事項変更届出書(別記様式第6	
7	廃業の届出・・・・・・・・・・	5	号)・・・・・・・・	15
8	建設業許可を受けた時の通知・・・・・・・・	5	解体工事業廃業等届出書(様式第1)・・	17
9	解体工事業登録証明書について・・・・・・・・	5	通知書(様式第3)・・・・・・・・	18
10	付表			
	① 表1 技術管理者の基準・・・・・・・・	6		
	② 表2 登録の申請書類の提出先・・・・・・・・	7		

## 記入上の注意

- (1) 本手引きの内容をよく読んで記入してください。
- (2) 記入文字は原則として黒又は青のインクとし、複写や印刷の場合も黒又は青のカーボンもしくは印刷用インクを使用してください。ただし、温度変化により無色となるインクは使用できません。  
なお、副本についてはコピーでも可とします。
- (3) 数字はすべて算用数字(1、2、3、…)で記入してください。
- (4) 文字は楷書で丁寧に記載してください。
- (5) 法人の商号の使用文字は、履歴事項全部証明書に記載の文字とし、氏名の使用文字は、住民票に記載の文字を原則とします。ただし、法人の役員は、新字旧字(例：“榮”と“榮”)や、異体字(例：“高”と“高”)の違いであれば、住民票、商業登記のどちらの文字でも申請書の使用文字として用いることができます。なお、使用する文字は統一してください。
- (6) 不要な不動文字(印刷してある文字)は2本線で抹消してください。(7) 申請書の提出の際は、「解体工事業登録申請書提出票」を合わせて提出してください。

# 解体工事業の登録について

## 1 解体工事業とは

解体工事業とは、建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を請け負う営業をいいます。  
なお、建築物等の除去を伴わない電気工事、設備工事、維持修繕工事、舗装工事等の工事を行う事業は含まれません。

## 2 登録が必要となる方

解体工事業を営もうとする方は、その請負金額の多寡、元請・下請けにかかわらず建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第21条の規定により、解体工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。（ただし、土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る建設業の許可を受けた方は登録不要です。）

## 3 登録を受けるための要件

解体工事業者の登録を受けようとする方は、技術管理者を選任しなければなりません。技術管理者とは工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる方で主務省令で定める基準に適合するものです。  
（6頁表1参照）

## 4 欠格要件（登録を受けられない方）

- 1 法人にあつては法人・役員、個人にあつては事業主、法定代理人（解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者に対する方）が次のA～Gの欠格要件に該当するときは、登録は受けられません。
  - A 解体工事業者の登録を取り消された日から2年を経過しない方
  - B 解体工事業者の登録を取り消された法人において、その処分のあつた日前30日以内にその解体工事業者の役員であつて、その処分のあつた日から2年を経過しない方
  - C 解体工事業の事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない方
  - D 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない方
  - E 暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
  - F 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方（役員等がこれに該当する場合を含む。）
  - G 暴力団員等がその事業活動を支配する方
- 2 技術管理者を選任していない方
- 3 申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録は受けられません。

## 5 登録の申請

### (1)登録申請書の作成

#### ア 登録申請書及び添付書類内訳

##### 新規・更新

○解体工事業登録申請書（別記様式第1号）

○誓約書（別記様式第2号）

登録申請者が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員）の誓約も必要です。詳細は記載例を参照してください。

○技術管理者が基準に適合する者であることを証する書面（6ページ表1参照）

（ア）卒業証明書等（所定学科を修めていること。）

（イ）実務経験証明書（別記様式第3号）

（ウ）国家資格証

（エ）講習修了証

（オ）登録試験合格証等（「公益社団法人全国解体工事業団体連合会」実施）

○登録申請者の調書（別記様式第4号）

誓約書と同様。

法人にあっては、法人自体の調書及び役員全員の調書（「相談役」「顧問」「株主等」を含む）が必要となります。

○履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）【申請時3ヶ月以内】

「持分会社」の場合は定款、「協同、協業、企業組合」の場合は直近の総会議事録も提示。

また、登録申請者（未成年者である場合に限る。）の法定代理人が法人である場合にあっては、当該法定代理人の履歴事項全部証明書も添付してください。

○登録申請者（法人にあっては、「相談役」「顧問」「株主等」を除く役員全員）及び技術管理者の住民票（マイナンバーが記載されていないもの。また、外国籍の方は国籍記載のもの）【申請時3ヶ月以内】

（登録申請者（未成年者である場合に限る。）の法定代理人（法人である場合は、その役員）に係る住民票も必要）

※なお、住民基本台帳ネットワークによる本人確認情報の提供を受けることができる場合は住民票の提出は不要です。ただし、その場合でも、外国籍の方は国籍記載の住民票を必ず添付してください。

#### イ 申請用紙

用紙が必要な方は都市総務課ホームページ（<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>）よりダウンロードしてください。

#### ウ 提出部数

正本1部及び副本1部の計2部（副本は写し可）

※郵送等による書類の受付は行っておりません。必ず管轄の窓口へ持参してください。

### (2) 登録申請手数料

新 規	更 新
33,000円	26,000円

### (3) 登録後の手続き

登録の有効期限は5年間です。

この間、登録の申請事項の内容に変更を生じたときには一定期限内に変更届出等を提出していただかなければなりません。(正本1部及び副本1部の計2部(副本は写し可))

また、その後も継続して営業しようとする場合は、登録期間満了の日の3か月前から30日前までに登録の更新の手続きが必要です。(登録証の内容をよく確認してください。)

これらの手続きについては、4ページの「6 変更の届出」及び登録の通知の際同封される「解体工事業者の遵守事項」をよくお読み下さい。

## 6 変更の届出

登録事項に変更があった場合は、30日以内に解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号）を提出してください。

変更事由	添付書類	特記事項
(1) 商号、名称又は氏名及び住所	履歴事項全部証明書【申請時3ヶ月以内】※1	法人の場合に限る。
	住民票【申請時3ヶ月以内】 ※2	個人の場合に限る。
(2) 営業所の名称及び所在地	履歴事項全部証明書【申請時3ヶ月以内】※1	法人で登記簿の変更を必要とする場合に限る。
	住民票【申請時3ヶ月以内】 ※2	個人の場合に限る。
(3) 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる方）の氏名	① 履歴事項全部証明書【申請時3ヶ月以内】※1 ② 誓約書（別記様式第2号） ③ 当該役員の調書（別記様式第4号） ④ 住民票【申請時3ヶ月以内】 ※2	②は、新たに役員に就任した場合のみ必要。 ③は、役員の就任（新たに役員に就任、現取締役が代表取締役へ就任等）の場合のみ必要。 ④は、新たに役員に就任した場合、役員の姓名が変更になった場合のみ必要。 新たに就任した役員が未成年者である場合は、その法定代理人に係る書類（下記（4）参照）も必要。
(4) 法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）	① 誓約書（別記様式2号） ② 当該法定代理人の調書（別記様式第4号） ③ 住民票【申請時3ヶ月以内】 ※2 ④ 当該法定代理人の履歴事項全部証明書【申請時3ヶ月以内】※1	① は、新たに法定代理人となった場合のみ必要。 ② は、新たに法定代理人となった場合、法定代理が法人で、その法人の現取締役が代表取締役へ就任等の場合のみ必要。 ③ は、新たに法定代理人となった場合、法定代理人の姓名・住所が変更になった場合のみ必要。 ④は、法定代理人が法人である場合のみ必要。
(5) 技術管理者	① 技術管理者が基準に適合する者であることを証する書面 ② 住民票【申請時3ヶ月以内】 ※2	① については、6ページの表1を参照。

※1 変更事由を登記してから時間が経過し、その内容が表示されなくなっている等で、閉鎖事項証明書が必要になる場合があります。

※2 マイナンバーが記載されていないものを取得してください。なお、住民基本台帳ネットワークによる本人確認情報の提供が受けることができる場合は、住民票の提出は不要です。

※添付書類の提出を伴わない場合は、本人であることを確認するため次の書面等を提示していただきます。

①登録通知書・登録申請書副本・変更届出書副本のいずれかの原本

②①が提示できない場合

ア 事業所名が確認できる健康保険証（原本）（代表者（事業主）以外の方でも可）

イ アが提示できない場合

・法人：登記事項証明書（3か月以内・原本）＋登記事項証明書に記載のある役員の健康保険証等（写し）

・個人事業主：事業主本人の健康保険証等身分が確認できるものの原本又は写し

提出部数：正本1部及び副本1部の計2部（副本は写し可）

## 7 廃業の届出

解体工事業を廃業した場合は、30日以内に解体工事業廃業等届出書（様式第1）を提出してください。

○提出部数

正本1部及び副本1部の計2部（副本は写し可）

届出事項	届出人	添付書類	確認書類
1 個人事業主の解体工事業者が死亡したとき	相続人		戸籍謄本等（相続関係がわかるもの）
2 法人が合併により消滅したとき	法人の元代表役員	登記事項証明書（合併により法人が消滅したことがわかるもの）	
3 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人	次の書類のいずれか ○登記事項証明書等（破産したことがわかるもの） ○破産管財人の証明書（裁判所証明のものに限る）	
4 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	清算人	登記事項証明書（法人が解散したことがわかるもの）	
5 解体工事業を廃業したとき	個人事業主 法人の代表役員	○法人の場合 ・登記事項証明書（法人の役員であることが分かるもの） 上記に加え本人確認資料として ①登録通知書・登録申請書副本・変更届出書副本のいずれかの原本提示 ②①が提示できない場合 ア 事業所名が確認できる健康保険証（原本）提示（代表者の方以外でも可） イ アが提示できない場合、登記事項証明書に記載のある役員の健康保険証等（写し）提示 ○個人の場合、上記①、①が提示できない場合は、事業主本人の健康保険証等身分が確認できるもの（原本又は写し）提示	

※登記事項証明書は、いずれも申請時3ヶ月以内のもの

## 8 建設業許可を受けたときの通知

建設業法第3条第1項の土木工事業、建築工事業又は解体工事業に関する許可を受けた方は、その旨を30日以内に通知書（様式第3）により通知してください。

○添付書類

法第21条第1項に規定する許可（建設業法第3条第1項の許可）を受けたことを証する書類の写し

○提出部数

1部

○郵送による受付が可能です。

○愛知県電子申請・届出システムによる受付が可能です。

## 9 解体工事業登録証明書について

愛知県知事による解体工事業の登録を受けた方は、ご自分が愛知県知事による登録業者であることの証明を受けることができます。

登録証明をご希望の方は、解体工事業登録証明願と解体工事業登録証明書（愛知県様式）の双方に必要事項を記入し、それぞれの管轄部署（7ページ表2参照）へ申請してください。

なお、登録証明は無料にて実施しております。

# 10 付表

表1 (技術管理者の基準)

資格基準の区分		該当条文	資格基準の内容	提出書類
①	所定学科※1+実務経験	国土交通省令第7条第1項第1号イ該当	高校(所定学科)又は中等教育学校(所定学科)卒業+実務経験4年以上(注1)	卒業証書の写し又は卒業証明書の原本+実務経験証明書
			大学(所定学科)又は高等専門学校(所定学科)卒業+実務経験2年以上(注1)	
②	実務経験	国土交通省令第7条第1項第1号ロ該当	実務経験8年以上(注1)	実務経験証明書
③	建設業法[技術検定]	国土交通省令第7条第1項第1号イ該当	1級建設機械施工技士	資格証等の写し(+実務経験証明書※2)
			2級建設機械施工技士(種別が「第一種」又は「第二種」に限る。)	
			1級土木施工管理技士	
			2級土木施工管理技士(種別が「土木」に限る。)	
			1級建築施工管理技士	
			2級建築施工管理技士(種別が「建築」又は「躯体」に限る。)	
④	建築士法[建築士試験]	国土交通省令第7条第1項第1号ニ該当	1級建築士	
			2級建築士	
⑤	職業能力開発促進法[技能検定](+実務経験※2)	国土交通省令第7条第1項第1号イ該当	1級(検定職種が「とび・とび工」に限る。)	
			2級(検定職種が「とび」若しくは「とび工」に限る。)+実務経験1年以上※2(注1)	
⑥	技術士法[技術士試験]	国土交通省令第7条第1項第1号イ該当	第2次試験のうち技術部門が「建設部門」に限る。	
⑦	所定学科※1+実務経験+講習	国土交通省令第7条第1項第2号イ該当	高校(所定学科)又は中等教育学校(所定学科)卒業+実務経験3年以上+講習(注1)(注2)(注3)	卒業証書の写し又は卒業証明書の原本+実務経験証明書+修了証の写し
			大学(所定学科)又は高等専門学校(所定学科)卒業+実務経験1年以上+講習(注1)(注2)(注3)	
⑧	実務経験+講習	国土交通省令第7条第1項第2号ロ該当	実務経験7年以上+講習(注1)(注2)(注3)	実務経験証明書+修了証の写し
⑨	国土交通大臣登録試験合格者	国土交通省令第7条第1項第3号該当	解体工事施工技士(試験実施機関:(公社)全国解体工事業団体連合会)(注3)	合格証等の写し
⑩	国土交通大臣による認定	国土交通省令第7条第1項第4号該当	国土交通大臣が上記①~⑨に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者	認定証の写し

※1 所定学科: 土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科

※2 実務経験: 2級の場合は、合格後1年以上の実務経験が必要です。

(注1) 「実務の経験」とは、解体工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に解体工事の雑務のみの経験年数は含みませんが、解体工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱います。

また、実務の経験の期間は、具体的に解体工事に携わった実務の経験で、解体工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です。

なお、平成13年12月1日以降に請け負った解体工事については、建設業許可(平成28年5月31日までは土木工事業、建築工事業及びとび・土工事業、平成28年6月1日以降は土木工事業、建築工事業、解体工事業及びとび・土工事業(建設業法附則第3条第1項に該当する場合に限る))か解体工事業登録を受けた業者での経験のみ、実務の経験として認められます。

(注2) 講習: 国土交通大臣が実施する講習及び国土交通大臣が登録する講習(実施機関:(公社)全国解体工事業団体連合会)

(注3) (株)日本解体工事技術協会が発行した修了証及び合格証も有効(平成20年12月31日登録講習及び登録試験廃止)



表2 登録申請書類の提出先

※通知書を除き、郵送等による書類の受付は行っておりません。必ず管轄の窓口へ持参してください。

○愛知県に解体工事業に係る主たる営業所を置き、愛知県内で解体工事を行おうとする方は、次の区分により提出してください。

主たる営業所の所在地	所管する部所	電話番号
名古屋市内全域	県庁（自治センター2階） 都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6503
瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所（三の丸庁舎5F） 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-4409
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4	0586-72-1465
津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	海部建設事務所（海部総合庁舎6F） 〒496-8533 津島市西柳原町1-14	0567-24-2141
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1	0569-21-3233
岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	西三河建設事務所（西三河総合庁舎6F） 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124	0566-82-3114
豊田市及びみよし市の区域	豊田加茂建設事務所 〒471-0867 豊田市常盤町3-28	0565-35-9312
新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 〒441-1354 新城市片山字西野畑532-1	0536-23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	東三河建設事務所 〒440-0801 豊橋市今橋町6	0532-52-1312

○他の都道府県に解体工事業に係る主たる営業所を置き、愛知県内で解体工事を行おうとする方は、次により提出してください。

主たる営業所の所在地	所管する部所	電話番号
他の都道府県の区域	県庁（自治センター2階） 都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6503

[記載例]

受付番号

(A4)

表面

※行政庁側記入欄のため、記入しないでください。

証紙はり付け欄  
(消印してはならない。)

## 解体工事業登録申請書

登録の種類	新規・更新	※登録番号	愛知県知事（登一）第 号
		※登録年月日	令和 年 月 日

この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。

令和 〇〇年 〇月 〇日

- ※1 法人の場合で  
登記上の本店と営業所が異なる場合は本店の住所を記載してください。
- ※2 個人の場合で  
住民票の住所と営業所が異なる場合は住民票の住所を記載してください。

申請者  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知建設株式会社  
代表取締役 愛知 一郎

愛知県知事 殿

フリガナ 商号、名称又は氏名	アイケンセツカブシキガイシャ 愛知建設株式会社
住所	郵便番号（460-8501） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話番号（052）961-2111
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	アイ イチロウ 愛知 一郎

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等

フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）
アイ イチロウ 愛知 一郎	代表取締役（常勤）		
アイ ジロウ 愛知 次郎	取締役（非常勤）		
トヨタ シロウ 豊田 四郎	顧問（非常勤）		
トヨハシ ゴロウ 豊橋 五郎	株主等		

株主等については、  
常勤・非常勤の別は  
記載不要です。

※更新時のみ記入します。

申請時において既に受けている登録 愛知県知事（登一〇〇）第〇〇〇号（平成〇〇年〇月〇日）

行政書士による代理・代行手続の場合は、様式余白に必ず職氏名を記載し、行政書士職印を押印してください。

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		愛知 一郎・愛知 三郎・愛知 五郎		
選任した全ての技術管理者を書きます。		営業所の名称及び所在地		
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号 (   -   ) 電話番号 (   )   -		
ホシヤ 本社		名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 〒 460-8501 TEL 052-961-2111		
ナゴヤエイゴウシヨ 名古屋営業所		名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 〒 460-0001 TEL 052-961-7863		
イチノミヤエイゴウシヨ 一宮営業所		一宮市今伊勢町本神戸字立切1番地4 〒 491-0053 TEL 0586-72-1411		
ギフエイゴウシヨ 岐阜営業所		岐阜県岐阜市藪田南二丁目〇番〇号 〒 500-△△△△ TEL 058-272-××××		
登録を受けようとする営業所だけでなく、 解体工事業を行う全ての営業所を書きます。				
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代 理人が 個人で ある場 合	フリガナ 氏 名	郵便番号 (   -   )	
		住 所	電話番号 (   )   -	
	法定代 理人が 法人で ある場 合	フリガナ 商号又は名称	郵便番号 (   -   )	
		住 所	電話番号 (   )   -	
		フリガナ 役 員 の 氏 名		役名等 (常勤・非常勤)
他の都道府県知事の登録状況				
登 録 番 号		登 録 番 号		

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に  
該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇月〇〇日

申請者 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知建設株式会社  
代表取締役 愛知 一郎

愛知県知事 殿

この証明書は技術者、証明者ごとに各々別紙に作成。  
実務経験が不要とされる方は、この証明書は必要ありません。

# 実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇月〇〇日

同業者証明を得たときはその業者の建設業許可番号又は解体工事業登録番号を記入してください。

解体工事の実務の経験をした時の使用者の商号又は名称を書きます。

証明者 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知建設株式会社  
代表取締役 愛知 一郎

この期間は、左の工事に従事した期間を書きます。

技術管理者の氏名	愛知 一郎	生年月日	昭和50年9月27日	使用された期間	平成 18年 3 月から 令和 4年 4 月まで
使用者の商号又は名称	愛知建設株式会社				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
→ 代表取締役	「和田マンション解体工事」、SRC構造物の解体施工・監督			平成26年 9月から平成26年10月まで	
〃	「コーポ白井解体工事」、RC構造物の解体施工・監督			平成27年 9月から平成27年 9月まで	
〃	「早川ビル解体工事」、コンクリート構造物の解体施工			平成28年 8月から平成28年 8月まで	
〃	「山中工場解体工事」、木造建築物の解体施工			平成29年 7月から平成29年 7月まで	
〃	「山口邸解体工事」、木造建築物の解体施工			平成30年 6月から平成30年 6月まで	
〃	「大橋ビル改修工事の内解体工事」、コンクリート構造物の解体監督			令和 元年 5月から令和 元年 5月まで	
〃	「金武マンション解体工事」、SRC構造物の解体監督			令和 2年 8月から令和 2年 8月まで	
〃	「杉瀬邸解体工事」、鉄骨構造物の解体監督			令和 3年 4月から令和 3年 4月まで	
〃	「山本高等学校耐震補強工事の内解体工事」、RC構造物の解体監督			令和 4年 1月から令和 4年 1月まで	
				年 月から 年 月まで	
				合計 満 16年 1月	
使用者の証明を得ることができない場合	その理由			証明者と被証明者との関係	法人の役員

従事した工事のうち、1年に1件主な工事を必要年数分書きます。なお、必要年数分は、**最新のもの**とします。また、従事した工事の内容を具体的に書きます。

使用された期間のうち、実務に従事した期間の合計を書きます。この合計に解体工事以外の実務経験が含まれている場合は、それぞれの割合を聞き取りします。

解体工事の実務の経験をした時の職名を書きます。

使用者の証明を得ることができない理由を書きます。

…倒産により使用者行方不明のため など

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

[証明者となるものの例示]

※過去の実務経験において登録申請書又は変更届出書の正本若しくは副本で、使用者又は第三者の証明を既に受けていることが確認できる場合は、申請者の証明でよいものとします(記載内容については、再度審査します。)。ただしその場合でも、使用者ごとに証明書を作成してください。

①	原則として使用者が証明者となります。 なお、現在は法人成りしている元個人事業主が、個人事業主当時の使用人の経験を証明する場合は、証明者欄に、「現在の元事業主の住所、当時の名称、元事業主 氏名」と記載します。	
②	自営の期間は、個人事業主自身が証明者となります。 なお、現在は法人成りしている元個人事業主が、個人事業主当時の自身の経験を証明する場合は、証明者欄に、「現在の元事業主の住所、当時の名称、元事業主 氏名」と記載します。	
③	使用されていた期間と自営の期間を合わせて8年以上となる場合には、使用された期間は使用者の証明、自営の期間は事業主自身が証明者となります。証明書は別々に作成します。	
④	使用者が倒産等で証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を書いて、「実務経験の内容」の欄に記載された解体工事に関する実務経験を証明できる建設業許可又は解体工事業登録を受けた同業者が証明者となります。(例示の場合で、証明者が同一である場合でも倒産したA会社に使用されていた期間とB会社に使用されていた期間では別の証明書を作成します。)	

使用者の証明が得られず、建設業許可又は解体工事業登録を受けた同業者を証明者とする場合は、証明内容について、当該同業者の十分な理解と了承を得た上で、証明者の欄に必要事項を記載してください。

法人の「本人」の場合（法人の略歴書）

別記様式第4号（第4条関係）

登録申請者 法人の役員  
本人  
法定代理人  
法定代理人の役員 の調書 (A4)

記入不要

現住所	郵便番号（460-8501） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号			電話番号（052）961-2111
フリガナ 商号、名称又は 氏名	アイケンセツカブシカイシャ 愛知建設株式会社		生年月日	
賞 罰	年月日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
上記のとおり相違ありません。 令和〇〇年〇月〇日				
愛知建設株式会社 氏名 代表取締役 愛知 一郎				

備 考

1 法人の役員  
本人  
法定代理人  
法定代理人の役員 については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

法人の「法人の役員」の場合

別記様式第4号（第4条関係）

登録申請者 法人の役員  
~~本~~  
~~法~~  
~~定~~  
~~代~~  
~~理~~  
~~人~~  
の役員 の調書 (A4)

現住所	郵便番号(491-0053) 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4			電話番号(0586)72-1465
フリガナ 商号、名称又は 氏名	ア仔 伊咄 愛知 一郎	生年月日	昭和30年9月27日	
賞 罰	年月日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
上記のとおり相違ありません。 令和〇〇年〇月〇日				
				氏名 愛知 一郎

備 考

1 法人の役員  
本  
法  
定  
代  
理  
人  
法  
定  
代  
理  
人  
の  
役  
員

については、不要のものを消すこと。

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

「株主等」については、「賞罰」の欄への記載は必要ありません。

個人の「本人」の場合

別記様式第4号（第4条関係）

~~法人の役員~~  
 本人  
~~法定代理人~~  
~~法定代理人の役員~~
(A4)  
 登録申請者の調書

現住所	郵便番号（460-8501） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号			電話番号（052）961-2111
フリガナ 商号、名称又は 氏名	ア伊 伊伊 愛知 一郎	生年月日	昭和30年9月27日	
賞 罰	年月日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
上記のとおり相違ありません。 令和〇〇年〇月〇日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">氏名 愛知 一郎</div>				

備 考

1 
~~法人の役員~~  
 本人  
~~法定代理人~~  
~~法定代理人の役員~~
 については、不要のものを消すこと。

- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。



## 解体工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和〇〇年〇月〇〇日

※1 法人の場合で  
 登記上の本店と営業所が異なる場合は  
 本店の住所を記載してください。

※2 個人の場合で  
 住民票の住所と営業所が異なる場合は  
 住民票の住所を記載してください。

届出者 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
 名古屋建設株式会社  
 代表取締役 愛知 一郎

フリガナ 商号、名称又は氏名	ナゴヤケンセツカブシカイシャ 名古屋建設株式会社
住 所	郵便番号(460-8501) 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  電話番号(052)961-2111

法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	アイチ イチウ 愛知 一郎
登録番号	愛知県知事(登-〇〇)第△△△号
登録年月日	平成〇〇年〇月〇〇日

※フリガナを併せて書きます。  
 (以下「営業所の名称」「  
 役員の氏名」「法定代理人の  
 氏名」「技術管理者の氏名」「  
 名称」「氏名」に同じ。)

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
商 号	アイケンセツカブシカイシャ 愛知建設株式会社	ナゴヤケンセツカブシカイシャ 名古屋建設株式会社	令和〇〇年 〇月〇〇日
営業所の名称	イチノミヤエイキョウショ 一宮営業所	ツシマエイキョウショ 津島営業所	令和〇〇年 〇月〇〇日
営業所の所在地	一宮市今伊勢町本神戸 字立切1番地の4 〒491-0053 Tel 0586-72-1411	津島市西柳原町1-14  〒496-0047 Tel 0567-24-2111	令和〇〇年 〇月〇〇日
役員の氏名	アイチ ジロウ 取締役 愛知 二郎 (非常勤)	アイチ ジロウ 取締役 愛知 二郎 (常 勤)	令和〇〇年 〇月〇〇日
役員の氏名	アイチ サブロウ 取締役 愛知 三郎 (非常勤)	—————	令和〇〇年 〇月〇〇日
役員の氏名	—————	アイチ シロウ 取締役 愛知 四郎 (常 勤)	令和〇〇年 〇月〇〇日

※郵便番号及び電話番号も  
 書きます。

※登記事項に関する場合の日付は登記簿の原因年月日を書きます。

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
法定代理人の氏名	_____	ア伊 伊咄 愛知 一郎	令和〇〇年 〇月〇〇日
法定代理人の住所	_____	名古屋市中区三の丸 三丁目1番2号 〒460-8501 ← TEL 052-961-2111	令和〇〇年 〇月〇〇日
技術管理者の氏名	_____	ア伊 ジロウ 愛知 二郎	令和〇〇年 〇月〇〇日
技術管理者の氏名	ア伊 伊咄 愛知 一郎	_____	令和〇〇年 〇月〇〇日
(その他 個人事業主の場合)			
名 称	アイチケンセツ 愛知建設	ナゴヤケンセツ 名古屋建設	令和〇〇年 〇月〇〇日
氏 名	ア伊 タロウ 愛知 太郎	ナゴヤ タロウ 名古屋 太郎	令和〇〇年 〇月〇〇日
住 所	名古屋市中区三の丸 三丁目1番2号 〒460-8501 TEL 052-961-2111	名古屋市中区三の丸 二丁目3番2号 〒460-0001 ← TEL 052-972-6516	令和〇〇年 〇月〇〇日

※郵便番号及び電話番号も  
書きます。

※郵便番号及び電話番号も  
書きます。

様式第 1 (第 8 条関係)

解体工事業廃業等届出書

令和〇〇年 〇月〇〇日

愛知県知事 殿

※ 1 法人の場合で

登記上の本店と営業所が異なる場合は本店の住所を記載してください。

※ 2 個人の場合で

住民票の住所と営業所が異なる場合は住民票の住所を記載してください。

住所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号  
 届出者  
 氏名 愛知建設株式会社  
 (名称及び代表者氏名) 代表取締役 愛知 一郎

下記のとおり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 27 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

解体工事業者	商号、名称又は氏名	愛知建設株式会社
	住所	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
	登録年月日	平成〇〇年 〇月〇〇日
	登録番号	愛知県知事 (登-〇〇) 第△△△号
廃業等の年月日		令和〇〇年 〇月〇〇日
廃業等の理由 (該当する番号を○で囲むこと。)		① 廃止 2 死亡 3 合併 4 破産手続開始の決定 5 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 ( )
届出者と解体工事業者であった者との関係		本人・相続人・代表役員・破産管財人・清算人

※「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第3（第10条関係）

通 知 書

令和〇〇年 〇月〇〇日

愛知県知事 殿

※1 法人の場合で

登記上の本店と営業所が異なる場合は本店の住所を記載してください。

※2 個人の場合で

住民票の住所と営業所が異なる場合は住民票の住所を記載してください。

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

氏 名 愛知建設株式会社  
（名称及び代表者氏名）  
 代表取締役 愛知 一郎

下記のとおり、解体工事業に係る登録等に関する省令第1条の規定により通知します。

記

建設業許可番号	<del>国土交通大臣</del> （ 般 — 〇〇 ） 第△△△△△△号 〇〇〇知事（ 特
建設業許可年月日	令和〇〇年 〇月〇〇日
許可建設業の種類	土木工事業 建築工事業 解体工事業
登録番号	愛知県知事（登-〇〇）第△△△号
登録年月日	平成〇〇年 〇月〇〇日
（添付書類） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する許可を受けたことを証する書類の写し	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。